

世阿弥伝書の謡に関する記述の読みかた

——《融》《関寺小町》《松風》《雲林院》の作能をめぐる私見——

重田 みち

世阿弥の藝論には、謡に関する説が多い。とくに同人五十歳台後半からの伝書には、謡の記述が増える。それを精確に解釈することが、世阿弥の藝の思想を追究するにはもちろん、有効な能の作品研究や、能や座敷謡の歴史考察のための基礎となる。しかし、世阿弥伝書を読んでいると、通説とされてきたことがらでも、もう少し考えてみるべきではないかと、しばしば気づかされることがある。ここでは、そのいくつかについて述べてみたい。まず、能《融》について。この曲を世阿弥は「塩釜」と呼んだが、『音曲口伝』に「塩釜」の名で引用された謡があり、それが従来、同曲の一部としてあつかわれてきた。しかし、『音曲口伝』所引のその謡は、能《融》の詞章とはいささか異なっており、実は舞台藝能としての能の曲ではなく、座敷謡の曲(謡い物)としての《塩釜》であると考えられる。

それを別の面から端的に示すのが、『音曲口伝』所引の「塩釜」には、能の台本やその代用を果たしうる謡本とは違って、「シテ」「ワキ」「地」などの謡い手を示す注記がまったたく

ないことである。能《融》のその部分の謡には、シテとワキの問答や、シテ謡から地謡への移行などがあり、謡い手が入れ替わる点にその特徴があるが、『音曲口伝』所引の「塩釜」を見るかぎり、一人の謡い手による謡、または複数の謡い手が同吟する謡にしか見えない。このことは、「塩釜」とともに同書に引用された謡「小町」も同様である。こちらは能《関寺小町》(世阿弥は「小町」と呼んだ)の一部としてあつかわれてきたが、能ではシテとワキの掛け合から地謡へと移行する。したがって、『音曲口伝』所引のこの両曲は、正確には能ではなく、座敷謡の曲《塩釜》《小町》であると見なければならぬ。

実は、謡い手を示す注記がないのは、後年の世阿弥伝書『五音』もロンギ謡の記述を除いて同じであって、こちらに収録された曲も、舞台藝能としての能の謡の一部と重なってはいても、音曲藝能としての座敷謡の曲を意味していると考えるべきではないか。その『五音』に、いま述べた『音曲口伝』所引「塩釜」の冒頭の一句と同文の謡「陸奥ハイヅクハアレ

下塩釜ノ」が書き留められている。つまり、この一句から始まる謡い物《塩釜》が、『音曲口伝』と『五音』の両方に記載されたのである。

そもそも、『音曲口伝』も『五音』も「音曲伝書」と説明されるが、謡の伝書であるとの認識はあっても、舞台藝能としての能の謡いかたを論じた伝書なのか、それとも音曲藝能としての座敷謡を論じた伝書なのか、実はこれまでの世阿弥伝書の注釈書や概説書の類には、明確な説明がない。けれども謡い手を示す注記がない点を見ると、やはりこれらは、音曲藝能としての座敷謡を取り上げて論じたと解するほかはないのではないか。もちろん、座敷謡と舞台藝能としての能の謡いかたの心得や技法は相通じていたろうし、両者の制作には密接な関連があったらうけれども、どちらでも同じだと片付けるわけにはいかない。それらが謡い物と能のどちらの話題であるかの区別を試みることは、藝論の内容を正確にたどり、当時の能や座敷謡の実態を考えるうえで、必要な手続きだと私は思う。

現に、『音曲口伝』所引の「塩釜」「小町」が能《融》《関寺小町》の一部と解されてきたために、従来、これらの作能時期の下限を、『音曲口伝』の奥書が記された応永二十六年六月と見ることが許されてきた。しかし、これらが謡い物と解されるからには、能としての《融》《関寺小町》の初出資料は、それに後れる『三道』であることになり、作能時期の下限も、『三道』の奥書が記された応永三十年二月六日としなければならない。能のほうが、同

名の謡い物に先行して成立した可能性がないわけではないにせよ、その有力な根拠がないからには、作能時期の下限もひとまずそのように見るべきことに、変わりはない。

世阿弥伝書所引のある謡が、能と座敷謡のどちらの謡か、またはどの曲の謡なのかという問題は、このように未考のものが少なくない。音曲伝書のほかに、『世子六十以後申楽談儀』の記述にも、その例が見られる。たとえば同書の第十三条に、

松風に、「寄せては返る片男波、芦辺の鶴こそは立騒げ、四方の嵐も音添へて、夜寒何と過ごさん」など、面白き節なれども、はや第二に落つ。……下より「夜寒なに」と云は、細川右京兆(細川満元)直されし也。稲荷の能の頃也。

とある。ここには「松風」の曲名が記され、引用された謡も能《松風》の詞章と同文であるために、従来これは、能《松風》についての記述と解されてきた。そして右の末文の「稲荷の能」が応永十九年頃の演能を指していることが、同書の別の条の記述によって知られることから、能《松風》の作能時期の下限を、応永十九年前後と見ることが許されてきた。

しかし、右の記述は謡の話題に終始しているため、実は謡い物と能のどちらとも解される。ほかにも世阿弥伝書の中で、「松風」の名で見える謡として、『五音』に、「心ツクシノ秋風ニ」で始まる観阿弥作曲の謡のほかに、「ゲニヤ思ヒ内ニアレバ」で始まる作曲者名不記の謡が記載されているほか、『世子六十以後申楽談儀』第十二条に、「海土の家、里離れ

なる通ひ路」の謡と、「月は一つ、影は二つ、満つ汐の」の謡についての世阿弥の講話が書き留められている。『五音』に記載がある曲は、先に見たように能ではなく謡い物と考えられるため、そこに収録された二種の「松風」はともに謡い物と見てよく、『世子六十以後申楽談儀』所引の右の謡三例も、能ではなく謡い物と見て、『五音』所載の「心ツクシノ秋風ニ」で始まるほうの謡い物《松風》の一部と見ることも可能である。

興味深いことに、世阿弥伝書に、謡い物でなく能《松風》を指すことが明らかな記述は八例見出されるが、それらの曲名はすべて、「松風」でなく「松風村雨」と呼ばれている。つまり世阿弥は、謡い物《松風》に対してはおおむね「松風」、能《松風》に対しては「松風村雨」と、両者と呼び分けていたらしい。したがって、「松風」と呼ばれた先の「稲荷の能の頃」の例は、能ではなく謡い物の話であった可能性が高く、能《松風》の作能時期の下限も、先の応永十九年ではなく、能《松風》についての明らかな記述を有する初出資料『三道』の奥書が記された、応永三十年二月六日と見るべきだということになる。

最後に、『世子六十以後申楽談儀』「別本聞書」の次の謡の例を見ておこう。

「公光ト申者也」、喜阿訛ラカスヲ、道阿ハ嫌と申ケル也。

世阿弥の前世代に当たる田楽新座の喜阿弥の謡いかたに癖があるのを、犬王道阿弥が嫌った話であるが、この「公光ト申者也」が、世阿弥が改作した能《雲林院》(現行曲とは内容が

異なる)の謡「これは津の国芦屋の里に公光と申す者なり」と同文であるために、従来、喜阿弥が謡ったのは世阿弥が改作する前の古作の能《雲林院》の謡であり、喜阿弥が同曲を演じたと解されてきた。しかし、世阿弥改作《雲林院》の右の謡は、曲の冒頭近くのワキの名ノリに当たる。これを喜阿弥が謡ったとすれば、同人は田楽新座の統率者であったにもかかわらず、主役ではなく脇役を演じたことになり、それを何のこともわりもなく書き留めた右の記述は、いかにも不自然である。したがって喜阿弥が謡った右の謡は、世阿弥改作の能《雲林院》と同文ではあるが、それとは別の、いまは伝存しない古曲の一部ではなかったろうか。そしてそうであったとすれば、それが能と謡い物のどちらであったか、また世阿弥改作以前の古作の能《雲林院》に右の謡があったかどうかや、そのワキが公光であったかどうか、判然としないことになる。

何やら謎を深めてしまったようではあるが、世阿弥伝書の謡に関する記述の解釈は実は非常に難しく、課題が多く残されていることだけは確かである。世阿弥伝書の謡の記述を注意深く読むことのほかに、座敷謡という藝態にこれまで以上に注目していくことも、有用ではないか。座敷謡を能の附随物としてではなく、能と対等の一箇の独立した音曲藝能として取り上げる視点を持つことが、この方面の研究進展の鍵を握るのではないかと考える。

(早稲田大学演劇博物館招聘研究員)